

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社が設置する柏崎刈羽原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、十日町市、県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、十日町市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

---

### 1 十日町市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、十日町市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成したものであり、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように十分に整合性を図った上で作成したものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

### 2 十日町市における他の災害対策との関係

この計画は、「十日町市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「十日町市地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編）」に拠るものとする。

また、この計画は、十日町地域広域事務組合消防計画（以下「消防計画」という。）との整合性を有するものとする。

### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針（以下、「原災指針」という。）又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

### 4 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民等への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

## 第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原災指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとされている。

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において県内全域とされており、発電所の中心からの距離等に応じて以下のように区分されている。

### 【原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分】

※新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）

| 区域・地域                       | 発電所からの距離<br>(目安)    | 基本の対応   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| P A Z :即時避難区域 <sup>*1</sup> | おおむね半径 5 km 圏       | <p>発電所からの放射性プルーム<sup>*3</sup> 放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準<sup>*4</sup>（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、P A Z 外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね 30 k m 圏外への避難を実施する。</p> <p>また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。</p> <p>なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。</p>                |
| U P Z :避難準備区域 <sup>*2</sup> | おおむね半径 5 km ~30km 圏 | <p>全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。</p> <p>緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね 30 k m 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p> |

|               |                   |   |
|---------------|-------------------|---|
| UPZ外:放射線量監視地域 | おおむね半径 30km<br>以遠 | 避難準備区域 (UPZ) の外の地域についてはプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。 |
|---------------|-------------------|---|

- \*1: PAZとは、Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域) の略称で、新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) では、「即時避難区域」と定義づけている。
- \*2: UPZとは、Urgent Protective Action Planning Zone (緊急防護措置を準備する区域) の略称で、新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) では、「避難準備区域」と定義づけている。
- \*3: 放射性物質が漏れると、これが大気とともに雲のように流れる状態で移動する場合があります、この放射性物質を含んだ大気を「放射性プルーム」という。
- \*4: 原子力発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。

国や県の考え方を踏まえ、十日町市において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲は、下表のとおりとする。

| 区域・地域           | 対象行政区 (集落)  |
|-----------------|---|
| UPZ : 避難準備区域    | <p><b>【十日町地域】</b></p> <p>上新田第1、上新田第2、上新田第3、上新田第4、山際、原、廿日城、岩野、下条栄町、下条中央通り、桑原、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根、貝ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、仙之山、平、澁野、二子、願入、塩野</p> <p><b>【川西地域】</b></p> <p>上野、元町、新町新田、下平新田、木落、寺ヶ崎、塩辛、仁田、野口、四十歩、原田、根深、下原、中仙田、室島、小脇、高倉、田戸、赤谷、岩瀬、大白倉、小白倉</p> <p><b>【松代地域】</b></p> <p>清水、桐山、蒔平</p> |
| UPZ外 : 放射線量監視地域 | 上記に含まれない市内全域。   |

## 第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

### 1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

「地域防災計画（原子力災害対策編）」の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原災指針」を遵守するものとする。

### 2 計画の基礎とすべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原災指針に基づき次のとおりとする。

#### (1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、原子力施設からの冷却水の漏えいなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

#### (2) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施にあたっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

ア 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。

イ 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。

ウ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。

エ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。

オ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

## 第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の 区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態について、原災指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて予防的な防護措置を準備、実施するものとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

#### (1) 情報収集事態

柏崎市又は刈羽村及びその周辺（柏崎市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。）において、震度5弱以上の地震が発生した段階、その他発電所の運転に影響を及ぼす恐れがある情報が通報された段階。

この段階において、市は災害警戒本部を設置する。

#### (2) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものではないが、発電所における異常事態の発生又はその恐れがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※4を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、災害警戒本部を設置する。

※4…原災指針において、以下のとおり定められている。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

イ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者：災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

#### (3) 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は災害対策本部を設置する。

#### (4) 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

この段階において、市は災害対策本部を設置する。

UPZにおいては、全面緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態に相当する事態）となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

## 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

## 第6節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、新潟県、市町村、新潟県の区域を所轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他の公共機関及び原子力事業者等原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務又は業務を通じて原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、十日町市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（震災対策編）第1章第2節「住民等及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

【関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱（原子力災害対策）】

| 機関名  | 処理すべき事務又は業務の大綱                         | 連絡窓口                |
|------|--|---------------------|
| 十日町市 | 1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること | 防災安全課               |
|      | 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること                | 〃                   |
|      | 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること    | 〃                   |
|      | 4 事故状況の把握及び連絡に関すること                    | 〃                   |
|      | 5 市原子力災害対策本部及び市現地原子力災害対策本部の設置に関すること    | 〃                   |
|      | 6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること | 〃                   |
|      | 7 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること              | 〃                   |
|      | 8 緊急時モニタリングへの協力に関すること                  | 〃                   |
|      | 9 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること                | 〃                   |
|      | 10 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること               | 健康づくり推進課<br>地域ケア推進課 |
|      | 11 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること              | 健康づくり推進課            |
|      | 12 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること          | 農林課<br>環境衛生課        |
|      | 13 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること   | 農林課                 |
|      | 14 市道の通行確保に関すること                       | 建設課                 |
|      | 15 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること              | 財政課                 |
|      | 16 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること             | 〃<br>上下水道課          |
|      | 17 防災業務関係者の被ばく管理に関すること                 | 総務課                 |
|      | 18 汚染物質の除去及び除染に関すること                   | 環境衛生課               |
|      | 19 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること              | 防災安全課<br>健康づくり推進課   |
|      | 20 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること              | 防災安全課<br>各担当課       |
|      | 21 風評被害等の影響の軽減に関すること                   | 農林課<br>産業政策課        |
|      | 22 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること        | 〃                   |
|      | 23 心身の健康相談に関すること                       | 健康づくり推進課            |
|      | 24 児童、生徒の退避及び避難に関すること                  | 教育総務課               |
|      | 25 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること          | 〃                   |
|      | 26 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること  | 〃                   |





|       |  |                            |
|-------|--|----------------------------|
| (教育庁) | 32 心身の健康相談に関すること                         | 福祉保健部<br>県民生活・環境部<br>保健体育課 |
|       | 33 物価の監視に関すること                           |                            |
| (県警察) | 34 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること        | 〃                          |
|       | 35 児童、生徒の退避及び避難に関すること                    |                            |
|       | 36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること            | 総務課                        |
|       | 37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること          | 警備第二課                      |
|       | 38 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限、警戒警備に関すること  | 〃                          |
|       | 39 交通規制、緊急交通路の確保に関すること                   | 交通規制課                      |
|       | 40 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること | 警備第二課                      |

| 機関名              |   | 処理すべき事務又は業務の大綱  | 連絡窓口       |
|------------------|---|---|------------|
| 指定地方<br>行政機関     | 北陸農政局   | 1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること<br>2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること   | 企画調整室      |
|                  | 東北経済産業局   | 1 電気の安定供給に関すること<br>2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること  | 総務企画部総務課   |
|                  | 第九管区海上保安本部  | 1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること<br>2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関すること<br>3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保<br>4 海上における緊急時モニタリングへの協力に関すること | 警備救難部環境防災課 |
| 自衛隊              | 陸上自衛隊第30及び第2普通科連隊   | 1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること<br>2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること<br>3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること<br>4 緊急時モニタリングへの協力に関すること    | 第3科        |
|                  | 海上自衛隊新潟基地分遣隊  |   | 警備科        |
|                  | 航空自衛隊新潟救難隊  |   | 飛行班        |
| 東京電力ホールディングス株式会社 | 1 原子力施設の防災管理に関すること<br>2 従業員等に対する教育、訓練に関すること<br>3 関係機関に対する情報の提供に関すること<br>4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること<br>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること<br>6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること<br>7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること<br>8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること<br>9 汚染物質の除去等に関すること | 防災安全部<br>防災安全グループ   |            |

## 第7節 用語の解説

この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。

| 用語                         | 解説  |
|----------------------------|---|
| 安定ヨウ素剤                     | 放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす恐れがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。                     |
| 甲状腺                        | 前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。  |
| スクリーニング                    | 放射性物質が放出された後のOILに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。  |
| ブルーム                       | 気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団。   |
| モニタリングポスト                  | 放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。<br>（据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）   |
| 放射性物質拡散予測情報                | 周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報。   |
| 環境放射線モニタリング                | 原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。<br>原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。  |
| 原子力緊急事態宣言                  | 原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣により行われる以下の公示のこと。（1）原子力緊急事態が発生した旨（2）緊急事態応急対策を実施すべき区域（3）原子力緊急事態の概要（4）緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項  |
| 原子力規制委員会                   | 環境省の外局として設置される機関。同委員会は国家行政組織法第3条第2項に基づいて設置される三条委員会と呼ばれる行政委員会で、内閣からの独立性は高い。委員長及び委員4人をもって組織される。   |
| 緊急事態応急原子力防災センター（原子力防災センター） | 原災法第12条において設置が義務づけられている施設の名称で、原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる（柏崎刈羽原子力防災センター（オフサイトセンター）は柏崎地域振興局となり位置する）。  |
| 現地事故対策連絡会議                 | 原子力施設から原災法第10条に基づく通報があった場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災センターに常駐する原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などが参加する。内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出後は、会議の役割は原子力災害合同対策協議会全体会議に移行する。 |
| 原子力災害合同対策協議会（合対協）          | 原災法第23条において規定される組織の名称で、原子力緊急事態宣言が発出された際に、原子力防災センターにおいて、国、都道府県、市町村などの関係者により組織される。合対協は、全体会議等を通じて屋内退避、避難等の防護対策を円滑に実施するための関係者間の協議・調整の場となる。  |
| 緊急時対策支援システム（ERSS）          | 原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムのこと。  |

|         |  |
|---------|--|
| 避難所     | 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。  |
| 避難経由所   | 広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設。  |
| 要配慮者    | 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第15号関係）   |
| 防災業務関係者 | 緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。 |